

役 員 規 程

社会福祉法人 緑 水 会

役員規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 緑水会（以下「法人」と言う。）の役員の就任、服務、報酬、退任等について定めるものとする。

2 この規程に定める事項以外の事項については、法令並びに定款あるいは理事会に従うものとする。

(役 員)

第 2 条 規程で役員とは、定款の定めにより評議員会で選任された理事及び監事をいう。

(役員区分)

第 3 条 本規程においては、前条に規定する役員を、常勤役員及び非常勤役員、その他の役員に区分する。

2 前条にいう役員は、その地位に基づいて、法人の総括的運営に直接あたる。

(役員記録)

第 4 条 役員の人事等に関する事項については、役員台帳を備え、これに必要事項を記入するものとし、この事務は法人本部で所掌する。

(規程の遵守)

第 5 条 役員はこの規程を遵守し、協力して誠実に就業し、もって当法人の社会福祉事業の発展に努めなければならない。

第 2 章 就 任

(役員就任)

第 6 条 役員就任については定款に準拠する。

第 3 章 退 任

(役員退任)

第 7 条 役員退任については定款に準拠する。

第 4 章 服 務

(役員責務)

第 8 条 役員は、次の点に留意し法人の運営にあたるものとする。

(1) 法人の方針及び理事長の指示に基づき、業務の運営に当たるものとする

(2) 職制に定める職責を十分自覚し、責任をもって業務に当たること

(3) 自己の担当する業務はもとより、法人の総括的事項の処理に当たるとともに、法人の事業実績、社会福祉の推進、人の和の醸成に努めること

(機密の保持)

第9条 役員は法人の機密を保持し、法人の不名誉となる行為又は言動をしてはならない。

(禁止事項)

第10条 役員は、職務の地位を利用して自己又は第三者のために取引をなし、若しくは手数料、リベート等を收受してはならない。

(事前承認事項)

第11条 常勤役員が、他の団体等の職務を兼務する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(個人利益の返還)

第12条 役員が業務に関し、不正不当な個人利益を得たときは、その利益を返還させることができる。

(損害賠償)

第13条 役員が故意又は重大な過失により、法人に損害を及ぼしたときは、当該役員にその全部又は一部を賠償させる。

(執務時間)

第14条 常勤役員は、職員「就業規則」に準拠するものとする。
2 その他の役員については非常勤とし、業務内容によりその都度定めるものとする。

(会 長)

第15条 この法人に会長を置くことができる。
2 会長は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
3 会長は、この法人の業務を総攬する。
4 会長の任期は、2年とし再任を妨げない。

(出 張)

第16条 役員が職務のため出張する場合には、下表の通りに旅費を支給することができる。

	鉄道費	航空費	車賃 (自家用)	日 当		宿泊費
				日帰り	宿泊(1日)	
理事長 会長	実費	実費	25円/km	5,000円	4,000円	実 費 又 は 、 13,000円
その他の役員 本部職員	〃	〃	〃	4,000円	3,000円	

2 役員の出張の判断基準は、旅費規程に準ずる。
3 陸路で出張する場合に、有料道路等を利用した場合には、その実費を支給する。

第 5 章 報 酬

(役員報酬)

第17条 役員報酬は、特に活動することの多い役員について、予算の範囲内で評議員会の承認を経て支給する。

(役員及び本部職員の報酬)

第18条 役員及び本部職員の報酬は、法人全体の事業実績と個々の役位の経営責任の比重を考慮して、評議員会の承認を得て次の通り支給する。
理事長 ・ ・ ・ ・ ・ 月額 900,000円

理事長、会長の諸手当は、緑水会給与規程に準用する。

事務局長（会計責任者、事務長兼ねる）・・・・・・・・・・緑水会給与規程に準用する。

事務局長手当・・・・・・・・・・月額 30,000 円

その他必要に応じてその他の職種を定めることができる。

（その他役員に対する報酬）

第 19 条 役員、評議員、評議員選任解任委員が役員会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席した場合は日当及び交通費を次のとおり支給する。

役員会・・・・・・・・1 日当たり 4,000 円と交通費の実費を支給する。

評議員会・・・・・・・・1 日当たり 4,000 円と交通費の実費を支給する。

評議員選任解任委員会・・・・・・・・1 日当たり 4,000 円と交通費の実費を支給する。

（業務内容の記録）

第 20 条 常勤以外に役員報酬を支給する場合は、その業務内容を日次又は月次で記録するものとする。

（支給方法）

第 21 条 役員報酬は毎月 25 日に支給する、ただし支給日当日が休日の場合は、前日に繰り上げて支給する。

2 役員会、評議員会、評議員選任解任委員会は、その都度支給する。

第 6 章 退任慰労金

（退任慰労金）

第 22 条 理事長が第 7 条の規程により退任した場合は、退任慰労金を支払うものとする。

2 退任慰労金の額については、理事長としての功績、在任期間等を勘案して社会通念上認められた金額の範囲内で、理事会の決議を経て決定する。

3 在任期間は 1 年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てるものとする。

4 業務上であるか否かを問わず理事長が死亡した場合には、退任慰労金は遺族に対して支払うものとする。

5 退任慰労金は、理事会の決議があった日から起算して 3 ヶ月以内に支給する。

6 理事長及び本部総括専務が兼務役員であつてかつ給与規程第 27 条に規定する退職金の対象となつた期間は本条に適用しない。

7 本条の運用に関して必要な事項は、理事会の議決を経て決定する。

（付則）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 12 月 1 日から施行する。